国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

	現行							改正						
別表億	別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
番号	教育研究組織 の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠 規程		番号	教育研究組織 の名称	対象となる職	任期	再任に関 する事項	根拠規程		
10	グローバルイ ノベーション	(略) 教授(国際的に優れた研究業績を 有する研究者で、本学が特に必要 と認める者に限る。)	(略)	(略)	(略)		10	グローバルイ ノベーション 研究機構	(略) スーパー教授	(略)	(略)	(略)		

附 則 (規程第18号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。